

被災者支援制度 利用ガイド

令和7年7月
倉敷市

発災から復旧までのロードマップ

平成30年7月西日本豪雨災害をもとに、発災からの復旧に向けたロードマップ（期間の目安）をまとめたものです。対応に要する期間は災害の規模や地域の実情により異なります。

	（初動期）	（応急期）	（復旧期）		
	～72時間	～1週間	～1か月	～6か月	～1年
避難所開設	▶▶▶				
住民避難	▶				
発災	▶				
人命救助	▶				
インフラ被害調査・復旧	▶▶▶				
	住まいが被害を受けたとき最初にすること（P2～P10） ⑦相談・注意喚起・情報収集（P34～P36）				
	▶				
住家被害調査	▶				
	▶				
	▶				
	▶				
	①り災証明（P14～P15）				
	▶				
	▶				
	②経済的支援（P16～P18） ④子育て支援・学校園（P24～P26） ⑤医療・福祉（P27） ⑥行政機関の税・料等の減免・特例措置（P28～P33）				
	▶				
	▶				
住宅再建	▶				
	③住宅支援（P19～P23）				

住まいが被害を受けたとき 最初にすること

引用（抜粋）

政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報. 住まいが被害を受けたとき 最初にすること」



<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202003/2.html>

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。

被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政や災害ボランティアなども様々な支援に動き出します。

それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。

1. 被災したときに最初にすること

住まいが被害を受けたときは、早く家の片付けや修復作業に取り掛かりたくなるかもしれませんが、しかし、その前に、まずやっておきたい重要なことがあります。

（1）住家被害を写真で記録する

家の被害状況を写真に撮っておきましょう。市区町村からり災証明書（※「4. り災証明書と住まい・生活への公的支援」を参照）を取得して支援を受ける際や、損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

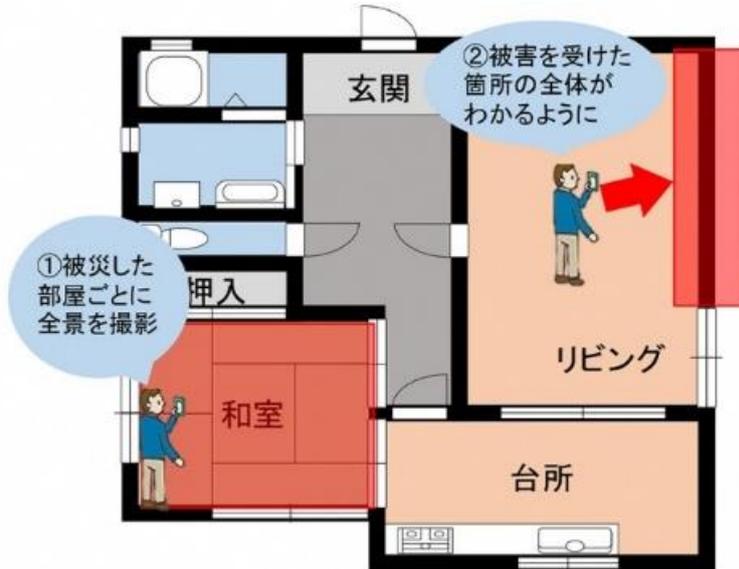
①家の外の写真の撮り方のポイント

- ・カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮る
- ・浸水した場合は浸水の深さも分かるように撮る



②家の中の写真の撮り方のポイント

- ・被災した部屋ごとの全景を撮る
- ・被害箇所の「寄り」にて撮る
- ・システムキッチンや洗面台などの住宅設備、家電などの被害状況も撮っておく
- ・自動車、物置、農機具などの被害状況も撮っておく



(2) 電気の復旧と注意点

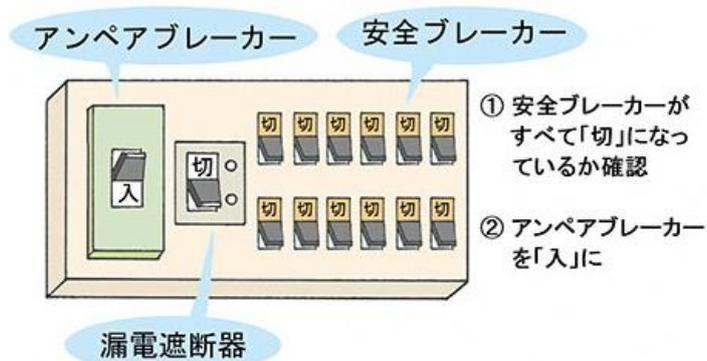
停電していた場合、急に電源を入れると、通電火災などの二次災害が発生する危険があります。

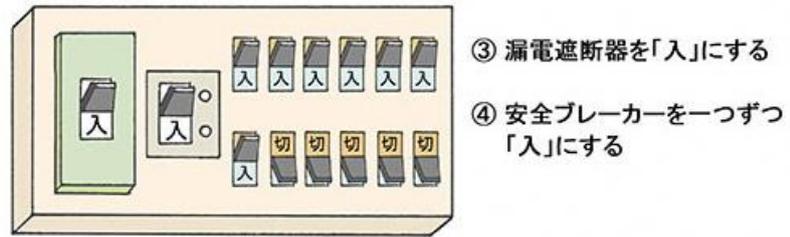
①電気を復旧させるときの注意点

- ・避難などで家を離れるときはブレーカーを切っておく
- ・停電時は、すべてのコンセントからプラグを抜く

②電気を復旧させるときは

1. ブレーカーがすべて「切 (OFF)」になっているか確認
2. アンペアブレーカーを入れる
3. 漏電遮断器を入れる (ON)
4. 安全ブレーカーを一つずつ入れる (ON)





- ・安全ブレーカーを ON にしても、漏電遮断器が再び自動的に「切 (OFF)」になってしまう場合は、漏電のおそれがあります。ブレーカーを切ってください。



(3) ガスの復帰と注意点

ガス漏れがあると爆発や火災などの危険があります。ガスを復帰させるときには次の点にご注意ください。

①ガスを復帰させる前に

1. ガスのにおいがいないか確認
ガス漏れのおそれがある場合は窓を開ける。換気扇や火は使わない
2. プロパンガスはガスボンベを点検
ガスボンベが元の位置から動いてしまっていた場合は、復帰する前にガス業者に点検してもらいましょう。
3. ガス漏れや異常がなければ、マイコンメーター（※）でガスを復帰
※マイコンメーターは震度5相当以上の大きな揺れを感知すると自動的にガスを止めるガスメーターです。

②ガスの復帰の仕方

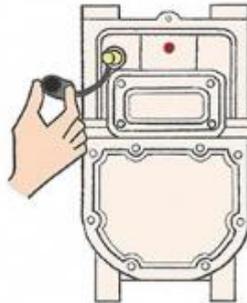
【都市ガスの場合】

1. すべてのガス機器の使用を止める
2. ガスメーターで赤いランプの点滅を確認
復帰ボタンのキャップを手で左に回して外す
3. 復帰ボタンを奥まで押し、ランプの点灯を確認したら手を離す
4. 3分ほど待つて赤いランプの点滅が消えたら使用可能

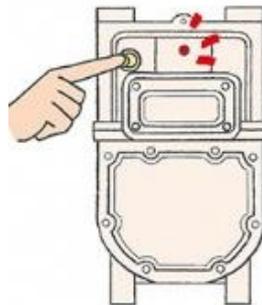
復帰ボタンのキャップを元に戻す



① すべてのガススイッチ、
ガス栓を止める(屋外も)



② 復帰ボタンのキャップを
左にまわし、キャップを
外す



③ 復帰ボタンを奥まで押し、
表示ボタンが点灯したら
ゆっくり離す

復帰ボタンが元に戻り、
赤ランプが再点滅したら
キャップを元に戻す



④ 約3分待つ

3分経過後、赤ランプの
点滅が消えれば、
ガス使用OK!

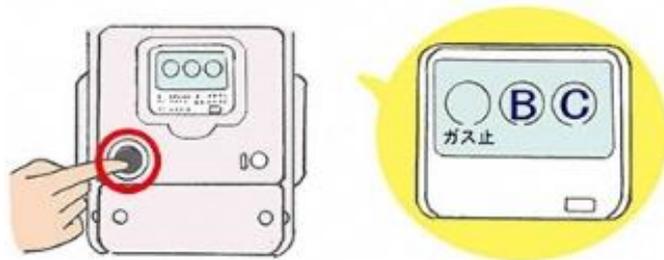
【LP ガスの場合】

1. 器具栓と未使用のガス栓をすべて閉める
2. 左側のボタンを押す「ガス止」の文字が消える
3. 液晶の文字とランプが点滅したら1分間待つ
4. 液晶の文字とランプが消えたら復帰完了。ガスが使用可能に。

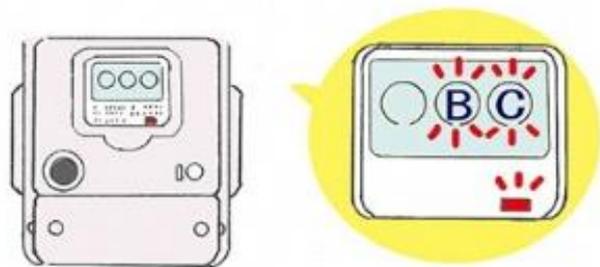
① すべてのガススイッチ、ガス栓を止める



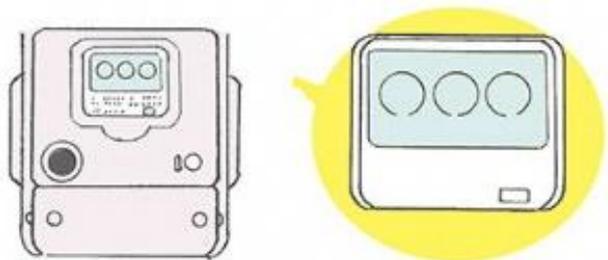
② 左側のボタンを押す
「ガス止」の文字が消える



③ 液晶の文字とランプが点滅したら
1分待つ



④ 液晶の文字とランプが消えれば
復帰完了。ガス使用OK！



ガスが復帰しない場合は、ご契約のガス会社にご連絡ください。

2. 水道やトイレが使えないとき

災害で水道が止まると、避難所などで給水が行われます。給水の水を運ぶときには、ポリタンクや手押し車があると便利ですが、それらがなくても別のもので代用できます。

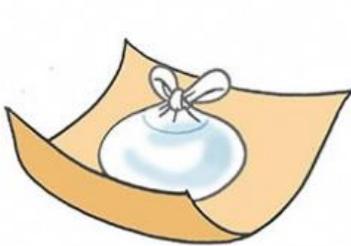
また、水洗トイレが使えないときは、簡易トイレを作って問題を解決しましょう。水道が復旧した場合、水が濁っていることがありますので、最初は十分に水を流してから使ってください。

浸水による被害があった場合、井戸水は細菌などで汚染されている可能性がありますので、必ず水質検査を受けて安全が確認されてから使しましょう。

また、大きな地震や浸水などが発生したときは、トイレなどの生活排水を処理する浄化槽も被害を受けている可能性があります。そのままトイレの水を流すと汚水が漏れてしまいますので、トイレを使用する前に、浄化槽が使えるかどうかを確認してください。

(1) 水の運び方

ポリタンクや手押し車がない場合には、ポリ袋と風呂敷を使う方法があります。また、リュックサックにポリ袋を二重にして入れ、その中に水を入れて運ぶ方法もあります。



ポリ袋に水を入れ、口を縛って風呂敷に載せる



隣り合う両端を2人で持って運ぶ



リュックサックの中にポリ袋を二重にして入れ、その中に水を入れる

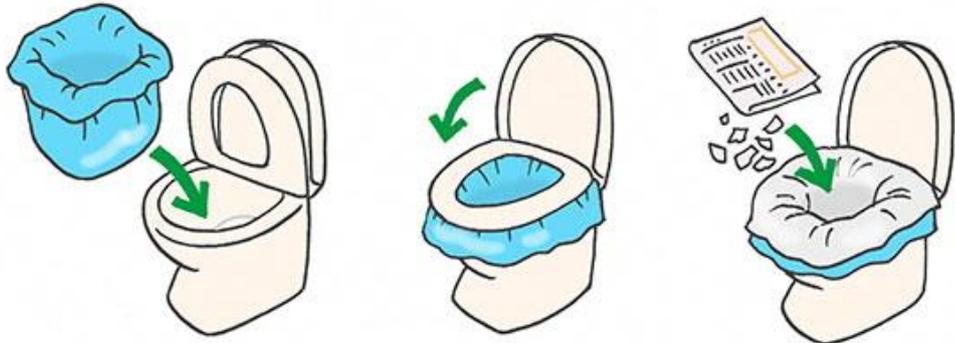


ポリ袋の口を締めて、リュックサックで運ぶ



(2) 簡易トイレの作り方

便座を上げ、ポリ袋ですっぽり覆い、2枚目のポリ袋を便座の上からかぶせ、細かく砕いた新聞紙を重ねます。



① 便座を上げて
ポリ袋を便器に
かぶせる

② 便座を下げる

③ 2枚目のポリ袋を
便座の上からかぶせ
中に細かくした新聞紙
を入れ用をたす

3. 片付けや修復作業をするとき

被災した住まいの片付けや修復作業は、ほこりなどを避け、釘や木材などでけがをしないような服装で行いましょう。焦らずに、体調を管理しながら作業を進めましょう。

ボランティアの支援が得られることもありますので、手助けが必要なときは、災害ボランティアセンターに相談しましょう。

なお、災害後は、修復作業の請負いを装う詐欺が発生する傾向がありますので、十分注意してください。

(1) 作業時の服装と注意点

- ・クギや木材でケガをしないよう肌の露出を避けます。
- ・ホコリや砂を避けるようマスクなどをします。
- ・こまめに水分を取り、休憩をとることも大切です。

服装や持ち物の一例

- 帽子、ヘルメット
- 軍手やゴム手袋
- 長袖・長ズボン
- 食べ物・飲み物
- マスク
- タオル
- 着替え
- 常備薬、目薬 など



(2) ボランティアの手助け

大きな災害のときは、社会福祉協議会などに災害ボランティアセンターが設けられます。

家の片付けや修復作業などの手助けが必要なときは災害ボランティアセンターを通じてボランティアの派遣を依頼しましょう。

参考：家の修理などにまつわる不審な勧誘への注意

災害後は、自然災害や家の修理などを口実とした消費者トラブルが多くなる傾向があります。不審な勧誘を受けたときは、「倉敷市消費生活センター」

(086-426-3115)にお電話を。

(政府広報オンライン、令和2年9月1日)

(3) 災害ごみの出し方

- ・災害ごみは、生活ごみと違い、ごみステーションに出すことはできません。
- ・災害ごみの分別方法や持ち込み場所は、市が方針を決定した後、直ちに、ホームページやチラシなどでお知らせします。
- ・災害ごみに関する疑問や重要なポイントをわかりやすくまとめた「災害廃棄物処理ハンドブック」があります。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/34104.htm>



- ・いざ災害が起きた時のために、普段から確認しておきましょう。

4. リ災証明書と住まい・生活への公的支援

リ災証明書は、災害による住宅の被害の程度を証明するものです。支援金や災害義援金の受け取り、税金などの減免、仮設住宅への入居申請などの際に必要となります。

(1) リ災証明書の発行手続き

①大規模災害の場合（数百件以上）

- ・数百件以上のリ災証明書を迅速に発行するため、被災エリア全体の調査計画が作成され、順番に調査が行われます。
 - ・調査が完了した家屋は、対象家屋の目立つ場所へ「調査済証」が貼付されますので、この「調査済証」を持って市の窓口へ申請します。
 - ・申請内容に不備等がなければ、リ災証明書が即日で交付されます。
- ※調査未完了の場合は、即日交付されません。

(住民票の住所と実際の居住地が違う等の理由で、即日交付できない場合もあります。)

②中小規模災害の場合（数十件まで）

- ・身分証明書や被災家屋の写真を持って市の窓口へ申請します。

- ・申請後に調査が実施され、原則郵送で災証明書が交付されます。

(2) 住まい・生活への公的支援

被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援金」や、災害救助法に基づく「応急仮設住宅」への入居や住宅の「応急修理制度」などの支援がありますが、これらを受ける際には、災証明書が必要になります。

※具体的な申請手続きについては、次頁をご確認ください。

(3) 公的支援の情報提供

災害の規模や種別により、受付開始時期や受付会場が異なりますので、倉敷市ホームページや倉敷防災ポータルサイトで最新情報をご確認ください。

倉敷市ホームページ

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/>



倉敷防災ポータルサイト

<https://bousai-portal.city.kurashiki.okayama.jp/>



倉敷市公式 X

https://x.com/Kurashiki_City



倉敷市公式 LINE

<https://lin.ee/eHfVD9G>



倉敷市公式 Facebook

<https://www.facebook.com/KurashikiCity>



倉敷市公式アプリ

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/cityinfo/publicity/1001929/1002314/index.html>



被災者支援制度一覧 目次

① 被災証明

- | | |
|---------------------------|------|
| 1. 被災証明・被災証明（個人） | P 14 |
| 2. 被災証明・被災証明（事業者） | P 14 |
| 3. 被災証明・被災証明（農業用施設・農機具など） | P 15 |
| 4. 被災証明（火災による被害） | P 15 |

② 経済的支援

- | | |
|---------------------------|------|
| 5. 倉敷市災害見舞金 | P 16 |
| 6. 児童扶養手当・特別児童扶養手当の特例措置 | P 16 |
| 7. 児童扶養手当の申請に関する特例措置 | P 17 |
| 8. 母子父子寡婦福祉資金に関する償還金の支払猶予 | P 18 |

③ 住宅支援

- | | |
|--------------------|------|
| 9. 応急仮設住宅（賃貸型） | P 19 |
| 10. 応急仮設住宅（建設型） | P 20 |
| 11. 公営住宅の一時入居 | P 21 |
| 12. 被災住宅の応急修理制度 | P 22 |
| 13. 住宅災害復旧等資金利子補給金 | P 22 |

④ 子育て支援・学校園

- | | |
|----------------------------|------|
| 14. 産後ケア事業 | P 24 |
| 15. 小・中学生の就学援助措置 | P 24 |
| 16. 地域子育て支援拠点 | P 24 |
| 17. 緊急採用奨学金（日本学生支援機構） | P 25 |
| 18. 高等教育の修学支援制度（家計が急変した学生） | P 25 |

⑤医療・福祉

19. 介護保険 特定福祉用具の再購入 P 27

⑥行政機関の税・料等の減免・特例措置

20. 個人市県民税の減免 P 28
21. 固定資産税・都市計画税の減免 P 28
22. 国民健康保険料の減免 P 28
23. 国民健康保険一部負担金の減免 P 29
24. 後期高齢者医療保険料の減免 P 29
25. 後期高齢者医療一部負担金の減免 P 29
26. 介護保険料の減免 P 30
27. 介護保険利用者一部負担金の減免 P 30
28. 保育所等保育料の減免 P 30
29. 国民年金保険料の免除等 P 31
30. 被災住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税
課税標準の特例措置 P 31
31. 被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例措置 P 32
32. 被災代替償却資産に対する固定資産税課税標準の特例措置 P 33

⑦相談・注意喚起・情報収集

33. 高齢者の介護や認知症に関する相談 P 34
34. 消費生活相談 P 34
35. 専門家による無料相談 P 34
36. 外国語での相談 P 35
37. 被災者支援情報等の電子媒体での発信 P 36

【注意事項】

- ・ 令和7年3月時点の主な制度を一覧にしております。
- ・ 制度の一部には、その年度の予算を超過した場合、補助できない場合があります。また、審査などによる認定や選考が必要な場合があります。
- ・ 一覧には概要を掲載しておりますので、別途、所得や課税額による制限や、市税等に滞納がないことが条件になっている場合があります。詳しい条件・手続きについては、必ず担当窓口で事前にご確認ください。

① り災証明

制度の名称	1. 罹災証明書・被災証明書（個人）
支援の種類	証明書発行
制度の内容	①罹災証明書 被災した住家の損害の程度を証明します。 ②被災証明書 住家に付随する設備や動産、車両などが被災したことを証明します。
対象者	市内において発生した災害（暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害）を受けた者
条件等	市内において発生した災害（暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害） 【必要なもの】 罹災・被災証明申請書等必要書類
その他・補足	—
関連リンク先（URL）	—
お問合せ先（所属）	福祉援護課・各福祉事務所
（電話）	本庁【086-426-3321】水島【086-446-1114】 児島【086-473-1119】玉島【086-522-8118】 真備【086-698-5114】

制度の名称	2. り災証明・被災証明（事業者）
支援の種類	証明書発行
制度の内容	店舗・事務所・工場などが被災したことを証明します。
対象者	事業者
条件等	【必要なもの】 り災・被災証明願
その他・補足	被害状況のわかるもの（写真など）があれば申請時に添付してください。
関連リンク先（URL）	—
お問合せ先（所属）	商工課
（電話）	【086-426-3405】

制度の名称	3. り災証明・被災証明（農業用施設・農機 具など）
支援の種類	証明書発行
制度の内容	農業用施設・機械などが被災したことを証明します。
対象者	農業者
条件等	【必要なもの】 り災・被災証明願、被災状況のわかる写真
その他・補足	—
関連リンク先（URL）	—
お問合せ先（所属）	農林水産課
（電話）	【086-426-3425】

制度の名称	4. り災証明（火災による被害）
支援の種類	証明書発行
制度の内容	火災により被害を受けたことを証明します。
対象者	被災者
条件等	【必要なもの】 り災証明願、本人を確認できる書類
その他・補足	—
関連リンク先（URL）	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/anzen/shobo/1006562/1006573.html
お問合せ先（所属）	各消防署
（電話）	倉敷【086-422-0119】水島【086-444-1190】 児島【086-473-1190】玉島【086-522-3515】

② 経済的支援

制度の名称	5. 倉敷市災害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し、倉敷市災害見舞金支給規則に基づき、見舞金を支給します。
対象者	災害（暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により被害を受けた市民又はその遺族
条件等	①住家の全壊、流失、全焼又は全損 ②住家の半壊、半焼又は半損 ③住家の床上浸水 ④死亡 ⑤負傷(1か月以上入院)
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	福祉援護課・各福祉事務所
(電話)	本庁【086-426-3321】水島【086-446-1114】 児島【086-473-1119】玉島【086-522-8118】 真備【086-698-5114】

制度の名称	6. 児童扶養手当・特別児童扶養手当の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当について所得制限の特例措置を講じることができます。
対象者	災害特例となる災害または他の災害により、児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯で所得制限を受ける者の所有する財産について2分の1以上の損害を受けた者
条件等	災害特例の対象となる災害は、災害救助法が適用されるような大災害にかぎらず災害一般をいい、例えば野中の一軒家が火災によって焼失した場合も含まれる。
その他・補足	【被災財産の種類】

	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、家財 ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉄鉱権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）
関連リンク先（URL）	—
お問合せ先（所属）	子育て支援課
（電話）	【086-426-3314】

制度の名称	7. 児童扶養手当の申請に関する特例措置
支援の種類	免除
制度の内容	手当の届出書及び請求書に添えなければならない添付書類を省略することができます。
対象者	非常災害にあわれた児童扶養手当受給者及び児童扶養手当申請者
条件等	災害特例の対象となる災害は、災害救助法が適用されるような大災害にかぎらず災害一般も含まれる。
その他・補足	—
関連リンク先（URL）	—
お問合せ先（所属）	子育て支援課
（電話）	【086-426-3314】

制度の名称	8. 母子父子寡婦福祉資金に関する償還金の 支払猶予
支援の種類	猶予
制度の内容	災害により支払期日までに母子父子寡婦福祉資金の償還を行うことが困難になった場合、支払猶予を受けることができます。
対象者	災害により被害を受けた母子父子寡婦福祉資金の償還者
条件等	災害救助法が適用されるような大災害にかぎらず災害一般も含まれる。
その他・補足	支払猶予期間は1年以内
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	子育て支援課
(電話)	【086-426-3314】

③ 住宅支援

制度の名称	9. 応急仮設住宅（賃貸型）
支援の種類	現物支給
制度の内容	住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借り上げて提供し、最長で2年間（被災の状況等により期間延長の場合あり）、入居することができます。
対象者	原則として、次のいずれにも該当する方 （1）災害により住家が全壊、全焼、流失又は半壊（大規模半壊を含む。以下同じ。）し、居住する住宅がない方であって、自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方。 ただし、半壊については、流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができない方 （2）災害救助法に基づく、被災した住宅の応急修理及び災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（いわゆる、障害物の除去）の救助制度を利用していない方
条件等	【民間賃貸住宅の条件】 ① 耐震性が確保された住宅（昭和56年6月1日以降に建築された住宅等） ② 家賃・・・入居する世帯人数に応じて上限あり。 （例）平成30年7月豪雨の場合は2人以下の世帯は月額6万円以下、3人～4人の世帯は月額8万円以下、5人以上の世帯は月額9万円以下 ※入居してから、ほかの応急仮設住宅（建設型）、市営住宅等への一時入居との併用はできない。 ※令和2年7月豪雨災害以降、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理が完了するまで、災害の発災の日から原則最大6か月は一時入居可能。
その他・補足	・駐車場代、光熱水費は入居者負担。 ・県が負担する経費は、家賃・敷金・礼金等、貸主や仲介業者

	との契約に不可欠なものに限る。 ・対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	住宅課
(電話)	【086-426-3531】

制度の名称	10. 応急仮設住宅 (建設型)
支援の種類	現物支給
制度の内容	住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が災害救助法に基づき建設型仮設住宅を整備して提供し、最長で2年間(被災の状況等により期間延長の場合あり)、入居することができます。
対象者	原則として、次のいずれにも該当する方 (1) 災害により住家が全壊、全焼、流失又は半壊(大規模半壊を含む。以下同じ。)し、居住する住宅がない方であって、自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方。 ただし、半壊については、流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができない方 (2) 災害救助法に基づく、被災した住宅の応急修理及び災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(いわゆる、障害物の除去)の救助制度を利用していない方
条件等	入居してから、ほかの応急仮設住宅(賃貸型)、市営住宅等への一時入居との併用はできない。 ※令和2年7月豪雨災害以降、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理が完了するまで、災害の発災の日から原則最大6か月は一時入居可能。
その他・補足	・ 共益費は自己負担。 ・ 対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害

関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	住宅課
(電話)	【086-426-3531】

制度の名称	11. 公営住宅の一時入居
支援の種類	現物支給
制度の内容	住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、公営住宅を一時入居先として提供し、最長で2年間（被災の状況等により期間延長の場合あり）、入居することができます。
対象者	原則として、次のいずれにも該当する方 (1) 災害により住家が全壊、全焼、流失又は半壊（大規模半壊を含む。以下同じ。）し、居住する住宅がない方であって、自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方。 ただし、半壊については、流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができない方 (2) 災害救助法に基づく、被災した住宅の応急修理及び災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（いわゆる、障害物の除去）の救助制度を利用していない方
条件等	入居してから、ほかの応急仮設住宅（賃貸型、建設型）との併用はできない。 ※令和2年7月豪雨災害以降、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理が完了するまで、災害の発災の日から原則最大6か月は一時入居可能。
その他・補足	・家賃、敷金は全額免除。 ・共益費は自己負担。
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	住宅課
(電話)	【086-426-3531】

制度の名称	12. 被災住宅の応急修理制度
支援の種類	現物支給
制度の内容	<p>①災害により住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。</p> <p>②修理限度額は令和5年6月基準において1世帯あたり、 大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、流出の世帯：70万6千円以内 準半壊の世帯：34万3千円以内</p> <p>③同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。</p> <p>④全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。</p>
対象者	り災証明に「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊」と記載されている方
条件等	倉敷市に災害救助法が適用されること等
その他・補足	<p>応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨災害から、応急仮設住宅の入居が可能となりました。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヵ月）</p> <p>※詳細については問い合わせ先にご確認ください。</p>
関連リンク先（URL）	—
お問合せ先（所属）	建築指導課
（電話）	【086-426-3501】

制度の名称	13. 住宅災害復旧等資金利子補給金
支援の種類	融資金額に対する利子の補給
制度の内容	自然災害により被害を受けた現に居住している住宅及びその敷地の補修・復旧・修繕等のために、金融機関から資金融資を

	受けた場合に、融資金額に対する年4%以内の利子を補給する制度です。利子補給対象額は、50万円以上300万円以下。ただし、住宅及び敷地などの復旧に係る他の公的支援を受けた金額を除きます。
対象者	原則として、次のいずれにも該当する方 ①市内に住所を有している方 ②指定金融機関から資金の融資を受けた方 ③倉敷市税を完納している方
条件等	災害の生じた日から、6か月以内に所定の申請書に資金の融資契約書の写し等、必要書類を添えて提出。※審査有
その他・補足	
関連リンク先 (URL)	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/anzen/disaster/1014581/1006528/1006529.html
お問合せ先 (所属)	事業推進課
(電話)	【086-426-3489】

④ 子育て支援・学校園

制度の名称	14. 産後ケア事業
支援の種類	助成額増額
制度の内容	被災世帯に対して産後ケアの助成額を増額します。
対象者	災害被災から3か月以内の方
条件等	産後ケア利用条件に加え、被災から3か月以内の方で、り災証明書又は被災証明書の写しを提出する必要がある。
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kosodate/ninshin/1004903.html
お問合せ先 (所属)	健康づくり課 母子保健係
(電話)	【086-434-9820】

制度の名称	15. 小・中学生の就学援助制度
支援の種類	給付
制度の内容	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、学校給食費等を援助します。
対象者	災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者
条件等	災害により市町村が発行するり災・被災証明書の交付を受けた保護者。ただし、半壊以上の損害を受けた方に限る。
その他・補足	小学校及び中学校を經由してお知らせします。
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	教育委員会 学事課
(電話)	【086-426-3825】

制度の名称	16. 地域子育て支援拠点
支援の種類	サービス・相談
制度の内容	おおむね0歳から3歳の子どもと保護者が気軽に集まり、遊んだり交流したりできるスペースです。(市内21か所) 子育て支援サービス情報の提供や、子育て相談、託児(8か所)

	なども利用できます。※被災状況により利用できない場合があります。
対象者	おおむね0歳から3歳の子どもと保護者
条件等	—
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	市HP (地域子育て支援拠点) https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kosodate/childcare/1004187/1004191/1011359.html 市HP (託児) https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kosodate/childcare/1004215/1004219.html
お問合せ先 (所属)	子育て支援課
(電話)	【086-426-3314】

制度の名称	17. 緊急採用奨学金 (日本学生支援機構)
支援の種類	貸与
制度の内容	災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金を貸与します。
対象者	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校 (専門課程) の学生・生徒
条件等	災害等の影響で家計が急変した場合で、家計及び学業成績等に係る基準を満たすこと
その他・補足	・原則として、家計急変の事由が発生したときから、12か月以内に申し込む必要があります。 ・家計急変後の収入状況等により、審査されます。
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	在籍する各学校 (奨学金担当窓口)
(電話)	在籍する各学校 (奨学金担当窓口)

制度の名称	18. 高等教育の修学支援制度 (家計が急変した学生)
支援の種類	減免・給付

制度の内容	災害などの予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援を必要とする場合、急変後の年収見込みにより、要件を満たすことが確認できれば、給付型奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。
対象者	国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）※の学生 ※大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校（専門課程）
条件等	災害等の影響で家計が急変した場合で、家計（所得・資産）及び学業成績等に係る基準を満たすこと
その他・補足	・原則として、家計急変の事由が発生したときから、3か月以内に申し込む必要があります。 ・家計急変後の収入状況等により、審査されます。
関連リンク先（URL）	—
お問合せ先（所属）	在籍する各学校（奨学金・授業料担当の窓口） 日本学生支援機構奨学金相談センター
（電話）	在籍する各学校（奨学金・授業料担当の窓口） 日本学生支援機構奨学金相談センター 【0570-666-301】

⑤ 医療・福祉

制度の名称	19. 介護保険 特定福祉用具の再購入
支援の種類	給付
制度の内容	以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具（腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分等）が、被災により破損、流出などにより使用できなくなった場合は、支給限度額（同一年度で10万円）の範囲で再購入が認められます。
対象者	要介護（要支援）被保険者
条件等	災害により生活が著しく困難になった場合など
その他・補足	—
関連リンク先（URL）	—
お問合せ先（所属）	介護保険課
（電話）	【086-426-3343】

⑥ 行政機関の税・料等の減免・特例措置

制度の名称	20. 個人市県民税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	個人市県民税を一部軽減又は免除します。
対象者	自己の所有に係る住宅又は家財が、災害等により損害を受けた者
条件等	災害等による損害の金額が、住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、前年中の合計所得金額が1千万円以下の者
その他・補足	納期限未到来の税額が対象
関連リンク先 (URL)	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/tax/1001632/1012537/1001639.html
お問合せ先 (所属)	市民税課
(電話)	【086-426-3181】

制度の名称	21. 固定資産税・都市計画税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	固定資産税・都市計画税を一部軽減または免除します。
対象者	災害により固定資産が被害を受けた納税義務者
条件等	減免の割合は損害の程度による
その他・補足	納期限未到来の税額が対象
関連リンク先 (URL)	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/tax/100177/1012993/1001792/1001794.html
お問合せ先 (所属)	資産税課
(電話)	家屋係 【086-426-3197】 土地係 【086-426-3195】 償却資産係 【086-426-3201】

制度の名称	22. 国民健康保険料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	国民健康保険料を減免します。
対象者	国民健康保険被保険者

条件等	災害により生活が著しく困難になった場合など
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	国民健康保険課
(電話)	【086-426-3282】

制度の名称	23. 国民健康保険一部負担金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	医療費の一部負担金を減免します。
対象者	国民健康保険被保険者
条件等	災害により生活が著しく困難になった場合など
その他・補足	入院時の食事代や部屋代、あんま・はりきゅう・マッサージ・整骨院などの施術費用、コルセットなどの補装具代、その他保険診療外の費用は対象外
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	国民健康保険課
(電話)	【086-426-3282】

制度の名称	24. 後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	後期高齢者医療保険料を減免します。
対象者	後期高齢者医療被保険者
条件等	災害により生活が著しく困難になった場合など
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	医療給付課
(電話)	【086-426-3395】

制度の名称	25. 後期高齢者医療一部負担金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	医療費の一部負担金を減免します。

対象者	後期高齢者医療被保険者
条件等	災害により生活が著しく困難になった場合など
その他・補足	入院時の食事代や部屋代、あんま・はりきゅう・マッサージ・整骨院などの施術費用、コルセットなどの補装具代、その他保険診療外の費用は対象外
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	医療給付課
(電話)	【086-426-3395】

制度の名称	26. 介護保険料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	介護保険料を減免します。
対象者	介護保険第1号被保険者
条件等	災害により生活が著しく困難になった場合など
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	介護保険課
(電話)	【086-426-3343】

制度の名称	27. 介護保険利用者一部負担金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	介護（予防）サービス費に係る利用者負担額を減免します。
対象者	要介護（要支援）被保険者
条件等	災害により生活が著しく困難になった場合など
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	介護保険課
(電話)	【086-426-3343】

制度の名称	28. 保育所等保育料の減免
支援の種類	減免

制度の内容	災害等により甚だしく被害を受けたとき、保育料を減免します。
対象者	り災した世帯の園児にかかる保育料
条件等	り災証明の「全壊・大規模半壊・半壊」を「全額免除」、「一部損壊・床上浸水」を「半額免除」。
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	保育・幼稚園課
(電話)	【086-426-3311】

制度の名称	29. 国民年金保険料の免除等
支援の種類	免除・納付猶予
制度の内容	災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合があります。
対象者	国民年金第1号被保険者
条件等	被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方。
その他・補足	将来受け取る年金額は減額となります。
関連リンク先 (URL)	日本年金機構HP https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20141218.html
お問合せ先 (所属)	倉敷市役所 市民課 国民年金係 日本年金機構 倉敷東年金事務所 国民年金課
(電話)	市民課 国民年金係 【086-426-3291】 倉敷東年金事務所 国民年金課 【086-423-6150】

制度の名称	30. 被災住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税課税標準の特例措置
支援の種類	特例措置
制度の内容	災害などの理由により住宅が滅失・損壊し、やむをえず住宅

	用地として使用できない土地は、条件を満たす場合、2年度分に限り住宅用地として課税標準額を軽減する特例を受けることができます。
対象者	災害などにより住宅が滅失・損壊した土地の納税義務者
条件等	<p>①災害などにより住宅が滅失・損壊したもの。</p> <p>②次年度にやむをえない事情※により住宅用地として利用できないことについて市長が認定していること。</p> <p>※がれき等の処理で物理的に使用できない、権利関係の調整に時間がかかる、復旧工事用の資材置き場として当該用地を提供しているため使用できない、経済的事情により住宅再建まで時間が必要など。当該土地を他の用途（事業用家屋用地など）に使用する場合や、住宅用地を他に既に確保しており、当該土地を住宅用地として使用しないことが明らかである場合を除く。</p> <p>③当該年度の賦課期日において家屋または構築物の敷地の用に供されていないこと。</p> <p>④従前住宅用地であったこと。</p> <p>⑤従前特例を受けていた者が引き続き所有し、または共有していること。</p>
その他・補足	災害に伴う避難指示等が翌年以降に及んだ場合には、避難指示等の解除後3年度分まで、住宅用地の特例が適用される場合があります。市独自の制度ではなく、地方税法に規定されている特例制度です。
関連リンク先（URL）	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/tax/1001669/1001699/1001717.html
お問合せ先（所属）	資産税課 土地係
（電話）	【086-426-3195】

制度の名称	31. 被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例措置
支援の種類	特例措置
制度の内容	災害により被災した家屋に代わるものとして、被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過するまでの間に家屋を取得した場合、所定の要件を満たしていれば、取得した年の

	翌年から4年度分に限り、固定資産税・都市計画税を減額します。
対象者	被災した家屋に代わるものとして家屋を取得した納税義務者等
条件等	原則として ①被災家屋と使用目的又は用途が同一であること ②代替家屋取得の原因となった被災家屋の取壊し・売買等の処分がなされていること
その他・補足	市独自の制度でなく、地方税法に規定されている特例制度
関連リンク先 (URL)	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/tax/1001669/1001699/1019700.html
お問合せ先 (所属)	資産税課 家屋係
(電話)	【086-426-3197】

制度の名称	32. 被災代替償却資産に対する固定資産税課税標準の特例措置
支援の種類	特例措置
制度の内容	滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして、新たに償却資産を取得等した場合に所定の要件を満たしていれば、最初に課することとなった年度から4年度分に限り、課税標準額を1/2に軽減します。
対象者	災害により滅失又は損壊した償却資産の所有者
条件等	原則として ①被災償却資産と種類が同一であること ②被災償却資産と使用目的又は用途が同一であること ③災害等による滅失を理由として、除却・売却等の処分がなされていること
その他・補足	市独自の制度でなく、地方税法に規定されている特例制度です。
関連リンク先 (URL)	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/tax/1001669/1001699/1016847.html
お問合せ先 (所属)	資産税課 償却資産係
(電話)	【086-426-3201】

⑦ 相談・注意喚起・情報収集

制度の名称	33. 高齢者の介護や認知症に関する相談
支援の種類	相談
制度の内容	高齢者の方は、災害に伴う生活環境の変化やストレスなどにより、持病の悪化、身体機能や認知機能の低下など、心身の不調を起しやすくなります。 高齢者の介護や認知症などに関するご相談は、お住まいの圏域を担当する高齢者支援センターで受け付けています。
対象者	高齢者
条件等	—
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	
お問合せ先 (所属)	健康長寿課地域包括ケア推進室
(電話)	【086-426-3417】

制度の名称	34. 消費生活相談
支援の種類	相談
制度の内容	災害に便乗した悪質商法が発生する場合があります。悪質商法の被害に遭わないよう注意喚起を行うとともに、被害に遭った際の相談窓口を周知します。
対象者	市民 (被災者)
条件等	—
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/soudan/1012992/index.html
お問合せ先 (所属)	消費生活センター
(電話)	【086-426-3115】

制度の名称	35. 専門家による無料相談
支援の種類	相談
制度の内容	弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士による無料相

	談会を本庁および支所、避難所等で実施します。
対象者	被災者
条件等	—
その他・補足	協定に基づき、岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山県土地家屋調査士会、岡山県行政書士会に派遣要請。実施日時、場所等はその都度調整します。
関連リンク先 (URL)	—
お問合せ先 (所属)	生活安全課
(電話)	【086-426-3111】

制度の名称	36. 外国語での相談
支援の種類	相談
制度の内容	外国語での情報提供や相談が必要な方の相談窓口を周知します。
対象者	—
条件等	<p>①倉敷・高梁川流域外国人相談窓口 (月曜～金曜/9:00～17:00) 日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ネパール語、フィリピン語、インドネシア語、ヒンディー語、タイ語、フランス語、ロシア語、ミャンマー語、ウクライナ語、マレー語 ※ウクライナ語での相談については要予約</p> <p>②岡山県外国人相談センター (月曜～土曜/9:00～17:00) 日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、ネパール語、インドネシア語、ヒンディー語、タイ語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ベンガル語、ウクライナ語 ※ウクライナ語での相談については要予約</p>
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	<p>①倉敷・高梁川流域外国人相談窓口 (QR)</p> <p>②岡山県外国人相談センター (QR)</p>
お問合せ先 (所属)	①倉敷・高梁川流域外国人相談窓口

	②岡山県外国人相談センター
(電話)	①倉敷・高梁川流域外国人相談窓口 【086-426-3014】 ②岡山県外国人相談センター 【0120-007-173/086-256-6052】 Eメール【support@opief.or.jp】

制度の名称	37. 被災者支援情報等の電子媒体での発信
支援の種類	—
制度の内容	<p>平時から倉敷市のさまざまな情報を次の媒体で発信しています。発災時には、必要に応じて被災者支援情報等を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市ホームページ https://www.city.kurashiki.okayama.jp ・倉敷市公式 X (旧 Twitter) https://x.com/Kurashiki_City ・倉敷市公式 LINE https://lin.ee/eHfVD9G ・倉敷市公式 Facebook https://www.facebook.com/KurashikiCity ・倉敷市公式アプリ https://www.city.kurashiki.okayama.jp/cityinfo/publicity/1001929/1002314/index.html
対象者	—
条件等	—
その他・補足	—
関連リンク先 (URL)	
お問合せ先 (所属)	くらしき情報発信課
(電話)	【086-426-3061】

発行 令和4年 4月 1日
改訂 令和7年 7月 1日
編集 倉敷市 防災危機管理室 危機管理課
〒710-8565
倉敷市西中新田640番地
電話 086-426-3645
E-mail csmgt@city.kurashiki.okayama.jp